

平成30年度ベンチャー企業成長支援事業 募集期間 4月2日～2月28日

ベンチャー企業の起業後の成長段階を支援します。優秀な人材を積極的に活用し、販路開拓に取り組むベンチャー企業を後押しするため補助金を交付します。

対象

- 次の全ての条件を満たす方が対象になります。
- 新商品・新サービスの開発を行う中小企業者
 - 市内で起業後5年以内のベンチャー企業
 - 市税を完納している方
 - UIターンした人材を雇用し販路開拓に取り組もうとする方

注) 国・県など他の補助金を受ける場合は対象になりません。

補助

補助額：上限100万円（補助率1／2以内）

注) 補助対象となるのは1事業者につき1人の雇用にかかる給与、賞与、諸手当、補助対象者が負担する社会保険料となります。

注) 対象経費は、人件費で、雇用に要する経費であることが明確でない場合は、対象外となります。

流れ

- ① 真庭商工会等に相談し、販路開拓のための人材雇用にかかる事業計画書を作成してください。
- ② 補助金交付申請書に事業計画書及び必要書類を添えて、真庭市産業サポートセンターへ提出してください。
- ③ 受付後、審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。
※補助対象となる経費は交付決定日以降に発生した経費となります。
- ④ 四半期ごとに事業の進捗状況を真庭市産業サポートセンターへ報告していただきます。
- ⑤ 事業完了後1カ月以内又は3月末までに実績報告書を真庭市産業サポートセンターへ提出し、補助金の交付額が確定します。
その後、請求にもとづき、指定の口座へ補助金を振り込みます。

期間

予算が終了した場合は、平成30年度の募集を終了します。

義務

- 事業完了後5年間は、市内で事業を継続する必要があります。
※途中で市外へ移転する場合又は事業を中止する場合は市の承認が必要になりますので、真庭市産業サポートセンターへ、お早めにご相談ください。
- 事業実施にあたっては、対象経費確認のため出勤簿や勤務日誌などを整理してください。また、通帳等により収入支出が分かるようにしてください。

お問い合わせは、真庭市産業サポートセンター(真庭商工会内)
TEL(0867)42-4375 FAX(0867)42-4337まで

詳しくはホームページで

真庭市産業サポートセンター

検索

